

「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続に関する意見書

豊田市の市域の約7割を占める約6万3千haの森林は、愛知県の森林の約3割(県内1位)にあたり、矢作川流域の上中流域を占めています。

本市では、平成19年に「豊田市森づくり条例」を制定し、それを踏まえた「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森づくり基本計画」を策定し、計画的に森づくりを推進してきました。

特に、豊田市独自の地域森づくり会議方式の団地間伐による、過密人工林の健全化を強力に進めるにあたり、あいち森と緑づくり事業を積極的に活用してきたところです。

しかしながら、森林は広大であるがゆえ、まだ道半ばであり、当面は、景気に左右されない安定的な制度により間伐などの森林保全施策を着実に進めていくことが最も重要です。

豊田市では、平成30年3月にリニューアルした「新・豊田市100年の森づくり構想」及び「第3次豊田市森づくり基本計画」により、更に実行性を上げて森林保全に取り組んでいくこととしています。その中でも、「あいち森と緑づくり事業」は必要不可欠な事業として位置づけています。

つきましては、「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続に関して、次のとおり要望します。

記

- 1 森林整備を着実に進めるための安定的な制度として継続すること。
- 2 市町村それぞれの森林整備の進捗や実情を鑑み、現場の意見なども適宜取り入れて更に弾力的な仕組みとすること。
- 3 引き続き、都市緑化や環境学習活動への支援を行うとともに、地域木材の利活用に資する取組を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月25日

愛知県知事 大村 秀章 殿

豊 田 市 議 会